

# 東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援 補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、雇用の維持を図るために、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するために国が特例措置として実施する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「特例助成金」という。）の支給を受けた市内の事業所に対し、その申請の手續に要する費用について、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 市内に事業所を有する事業者

(2) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の従業員の休業について特例助成金の支給を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、他自治体においてこの要綱による補助金と同様の補助金を過去に受けたことのある者は、補助対象者とししない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

## (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特例助成金の支給申請（当該申請の前に行う休業等実施計画届の提出を含む。）に係る事務の代行を社会保険労務士又は弁護士（以下「社会保険労務士等」という。）に依頼した場合に要する代行報酬等とする。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1事業所当たり40万円を上限とする。

## (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に

掲げる書類を添えて、令和4年6月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金に係る支給申請書の写し又は緊急雇用安定助成金に係る支給申請書の写し
- (2) 社会保険労務士等による雇用調整助成金等の支給申請事務の代行に係る報酬等の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（実績報告）

第6条 規則第7条の規定にかかわらず、前条第1項の規定による申請をもって、規則第7条の規定による実績報告に代えるものとする。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、第5条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から14日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された補助事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和2年8月17日告示第102号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年10月30日告示第126号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年1月20日告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年5月24日告示第65号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年7月28日告示第81号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金交付要綱の規定により提出された申請書その他の書類は、この告示の改正後の東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金交付要綱の規定により提出された申請書その他書類とみなす。

附 則 (令和3年10月20日告示104号 - 1)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年1月12日告示第2号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は公示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

東根市長 あて

申請者 所在地 〒

事業所名

代表者職氏名

電話番号 ( )

東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金交付申請書

次のとおり東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金の交付を受けたいので申請します。

交付申請額（上限40万円）		円
東根市内の事業所	所在地 事業所名	他 事業所
	業種	小売業・サービス業・飲食店・卸売業・ その他（ ）
	雇用調整金等支給申請時における常時雇用する従業員数	人 (うち正社員以外の人数 人)
雇用調整助成金等の支給申請事務を代行した社会保険労務士等の住所及び氏名		

補助金の振込先

振込先 金融機関	金融機関名		口座の種類	普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
	支店		口座番号	
	口座名義人	(カタカナ)		

(添付書類)

- 1 雇用調整助成金に係る支給申請書の写し又は緊急雇用安定助成金に係る支給申請書の写し
- 2 社会保険労務士等による雇用調整助成金等の支給申請事務の代行に係る報酬等の領収書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

殿

東根市長

東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金の交付について、東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金名 東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 交付条件  
東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金交付要綱に定める規定を遵守すること。

年 月 日

東根市長 あて

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書

東根市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1. 補助金額（市長が確定通知書により通知した額）                      | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税および地方消費税に係る仕入控除税額             | 円 |
| 3. 消費税および地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2）                               | 円 |

- （注） 1）別紙として積算の内訳を添付すること。  
2）課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税および地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。